

定款

一般社団法人 ペアチル

保存用原本

一般社団法人ペアチル定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ペアチルと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ひとり親家庭と子の自立支援を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) Webサービスを用いたオンラインコミュニティの企画、運営及び管理業務
- (2) インターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報提供サービス及び情報収集サービス
- (3) 専門家などを交えた相談事業及びスキル習得に向けた支援の企画、運営
- (4) 求人、求職情報提供サービスの企画、運営及び管理業務
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)





第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上

(選任等)



- 第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 3 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

- 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(代表理事・職務権限)

- 第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬)

- 第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第23条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

- 第24条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

- 第25条 当法人は、社員または第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

- 第26条 基金の募集、割り当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た





後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に順じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第31条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、これを東京都に帰属させる。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年9月30日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第34条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 南 翔伍

設立時理事 松本 悠幹

設立時理事 松本 和子

設立時代表理事 南 翔伍

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第35条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都文京区千石4丁目43番8号 creal文京千石801

設立時社員 南 翔伍

住所 東京都杉並区南荻窪4丁目17番6号 レンテ102

設立時社員 松本 悠幹

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。





令和4年9月15日

以上、一般社団法人ペアチル設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 南 翔伍



設立時社員 松本 悠幹

